



薬食発0325第9号

平成27年3月25日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条
第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法
第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令
第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第41号）が
公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛
てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の
上、関係機関への周知をお願い申し上げます。





薬食発0325第6号
平成27年3月25日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第41号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる16物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指

定した。

- ① 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- ② 2-アミノ-1-(4-ブromo-2, 5-ジメトキシフェニル)エタノン及びその塩類
- ③ 2-(4-アリルオキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ④ 2-エチルアミノ-1-(4-メチルフェニル)ヘキサ-1-オン及びその塩類
- ⑤ N-エチル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-エトキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑦ 5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド及びその塩類
- ⑧ 1-(3, 4-ジメチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタ-1-オン及びその塩類
- ⑨ 2-(2, 5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑩ ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑪ 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- ⑫ [5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑬ 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)ヘキサ-1-オン及びその塩類
- ⑭ N-ベンジル-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑮ N-(2-メトキシベンジル)-2-(2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑯ 1-(2-メトキシ-4, 5-メチレンジオキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1.に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

2-アミノ-1-(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェニル)エタノン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2-(2, 5-ジメトキシ-4-ブロピルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成27年3月25日）から起算して10日を経過した日（平成27年4月4日）から施行する。